

大雪地区広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号の一に該当する場合にはあらかじめ広域連合長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、広域連合長が定める場合

附 則

この条例は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。